

全 仙

ZENBUTSU
J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2567年10月
[2024年]

No.663

特集 仏教界におけるジェンダー問題



誰ひとり取り残さない世界を目指して

1999(平成11)年に男女共同参画社会基本法が制定されてから25年。その間、内閣府において5次にわたる男女共同参画基本計画が策定され、実行されてきました。世界経済フォーラムが2024年に発表した日本の「ジェンダーギャップ指数」は146カ国中118位と、世界との比較で言えば順位は低く、進展が遅いかもかもしれませんが、2015年に成立した女性活躍推進法などによって、女性就業者数や上場企業の女性役員、民間企業の管理職に占める女性の割合は着実に上昇しつつあります。また、ジェンダー平等がSDGsの目標の一つとして掲げられ広く知れ渡ることによって、男性の育児参加への理解やセクシャルハラスメントへの意識の高まりなど、日本社会において男女共同参画を受け入れる土壌は着実に育ちつつあります。

ひるがえって仏教界はどうでしょうか。宗派における役員や僧侶における男性の多さ、僧侶自身の性別役割分業的なジェンダー意識。それらは日本における長い仏教の歴史の中で培われた「伝統」によって形作られてきたものかもしれません。しかし、市井に生きる人々の意識との乖離が大きくなったとき、伝統は「因襲」となり、仏教や個々の僧侶への信頼のゆらぎにつながりかねません。社会が多様性を尊重する方向へと大きく変化する今、自分たちの足下をもう一度見つめ直して、ジェンダー平等の実現へと歩を進めることが必要でしょう。

こうした問題意識は加盟宗派においても高まっていて、それぞれが行動を起こしつつあります。今後、そうした加盟各宗派のジェンダー問題への取り組みを連載することに先立ち、今号では〈特集1〉として岩田真美先生にインタビューしました。岩田先生は、龍谷大学ジェンダーと宗教研究センター長を経て、現在は大阪大谷大学の教授。仏教界におけるジェンダー問題に関して、なにが問題で、なぜこのよう状況が生じているか、多角的かつ歴史的な視点を提供していただきました。

〈特集2〉では、「令和6年能登半島地震に係る指定寄附金制度と行政書士の活用について」を取り上げます。指定寄附金制度とは、能登半島地震で被災した寺院に対してなされた寄附の寄附者が、所得税や法人税の優遇措置を受けられる制度です。寄附が増えて地震からの復興が加速することを目的に、国によって定められました。

奇しくもこの号を編集の9月末、能登半島を大雨が襲い、河川氾濫や土砂災害が発生しました。この災害で亡くなった方々には、心より哀悼の意を表します。前号でもお伝えしたように、能登は地震からの復興とはほど遠い状況にありました。そうした中で、再び大雨による災害に襲われ、そこからまた立ち上がるために自らを奮い立たせる苦しみは、筆舌に尽くしがたいものであろうと推察します。この冊子を読まれた方みなさんに、能登の人々への支援の輪が広がるよう呼びかけていただければ幸いです。

全日本仏教会 第36期理事長 池田 行信

全仏 663 号

CONTENTS

特集1

インタビュー

仏教界におけるジェンダー問題 3

岩田真美(大阪大谷大学 文学部歴史文化学科 教授)

特集2

令和6年能登半島地震に係る
指定寄附金制度と行政書士の活用について 11

本会からの報告 16

- ・「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」提出
- ・第36期第1回関西支局会議
- ・第36期第1回国際交流審議会
- ・第36期第1回広報委員会
- ・第36期第1回総務財政審議会
- ・第1回法人創立70周年記念事業実行委員会
- ・第36期第1回社会人権審議会
- ・「ICCGC-CoNGO 2024」報告
- ・「賛助会員」新規入会者一覧
- ・「救援基金」寄附者一覧

仏教界におけるジェンダー問題

岩田真美（大阪大谷大学 文学部歴史文化学専攻 教授）

- 「概要」
1. 近代社会と性別役割分業の問題
 2. 男女共同参画社会の推進
 3. 日本仏教の特殊性
 4. 近代日本の仏教界とジェンダー
 5. 誰ひとり取り残さない世界を目指して

まず前提として「ジェンダー」というのは、生物学的な性差（セックス）に対して、社会的・文化的に形作られた性差を意味します。つまり性差は本質的なものではなく、作られたものであるという認識です。いわゆる「男らしさ」「女らしさ」は社会や文化の中で作られてきたものであり、それは時代や地域によっても異なります。現代の日本仏教界におけるジェンダー問題について考える時、一つの視点として、近代以降の特殊な問題として捉えることもできると思います。明治民法による「家」制度や近代社会の構造がジェンダー観

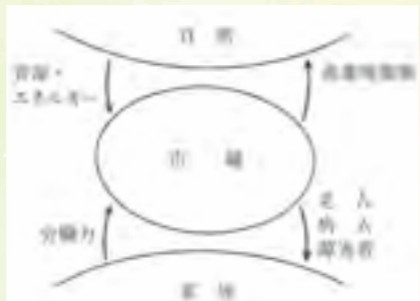
の形成にどのような影響を及ぼしたのか。また、この近代の構造と日本仏教がどうリンクしたのかを考えることが、問題を分析するときにおそらく必要なかなと思っています。

1. 近代社会と性別役割分業の問題

近代資本主義の成立は、世界のいたる場所で大規模な経済成長をもたらし、人々の生活は便利で豊かになっていきました。その一方で、環境問題が表面化するようになります。資源やエネルギーを市場に送り出し、産業廃棄物として再び自然に放出する。資本主義経済が発展していくにつれて、自然資源も無尽蔵ではないので枯渇していくことになり。日本でも高度経済成長の陰で環境破壊が起こり、1960年代頃から公害などの諸課題が認識されるようになっていきました。近代資本主義がもたらす問題に人々が気づき始める中で、フェミニズムの立場からも問題提起がなされ

ます。それは「市場」の外側にあった「家族」という私領域の発見でもありました。つまり、「市場」という公領域に、「家族」という私領域が労働力という資本を送り出したという構造の問題です。いわば「市場」にとって有益な労働力とみなされていたのは、健康な成人男性であったといえるでしょう。一方、私領域において「子ども」を育て「家族」のさまざまなケアを担ってきたのは女性たちでした。育児や家事、介護といった「家族」に対する無報酬のケア労働はもっぱら女性の肩のしかかっていたことになりました。これに対して、女性たちは抗議の声を上げ始めました。近代資本主義社会において、公領域は生産の場として、私領域としての「家族」は「市場」に労働力を送り出していく再生産の場として機能していました。それらを示したのが左上の図です。これは日本におけるフェミニズム研究の第一人者である上野千鶴子が「家長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平」の中で示した図式です。本書の中

で上野は「マルクス主義フェミニズム」の視点から、「マルクス主義は近代産業社会の抑圧の構造の解明にはすぐれた分析力を発揮したが、



上野千鶴子 『家長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平—』7pより

た男女格差の解消に向けた取り組みも進められるようになりました。

国連が女性の地位向上を目指して1975年を「国際婦人年」に定めて以降、性別の解消に向けた国際的な取り組みが進んでいきます。1979年には国連総会において女子差別撤廃条約が採択され、1981年に発効されました。これに批准した日本では、1985年に男女雇用機会均等法が制定されるに至ります。

また社会政策として1999年には男女共同参画社会基本法が制定されました。この基本法の第二条によると「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。このような政策が必要になった背景には、さきほど述べたように近代社会の中で形成された性別役割分業（性別を理由として役割を固定的に分ける）意識が残り続けたからです。

しかし、現状においては、日本の取り組みには遅れがあります。世界経済フォーラムは世界各国の男女格差の度合いを報告する『Global Gender Gap Report』を毎年発表していますが、そこで

報告されるジェンダーギャップ指数は、経済、教育、健康、政治の四つの分野のデータから作成されています。2024年の日本の順位は146か国中118位で、最下位グループです。世界からジェンダー不平等な国とみなされているのでしよう。

このうち日本の取り組みが遅れていると指摘されているのは、政治と経済の分野です。政治分野においては、国会にも地方議会にも女性議員の割合は低く、意思決定の場に女性の意見は十分に反映されておらず、女性労働者の約6割が非正規雇用であり、キャリア



岩田真美先生（大阪大谷大学の研究室にて）

2. 男女共同参画社会の推進

以上のような近代社会の領域分離によって生じ



末木文美士・林淳・吉永進一・大谷栄一編
『ブッダの変貌 交錯する近代仏教』
(法蔵館 2014)

末木文美士は、『ブッダの変貌 交錯する近代仏教』の中で、次のように述べています。「この布告は従来の身分制を廃し、すべての臣民を一般の戸籍に編入する過程で出されたもので、仏教者もまた特権を奪われ、一般の人々と同列に扱われることになった。近世には寺檀制度のもとで仏教者は士農工商の身分制度外の存在として特別視されていた」と。それが廃されたことで、「寺院は儀礼や修行の場であると同時に、僧侶が妻子とともに住

はそれまでの公的な役割を失います。さらに、明治5(1872)年に発令された太政官布告によって僧侶の「肉食妻帯」が許可されます。それまで戒律で禁止されていた肉食や妻帯を、明治政府が公認したことで、僧侶身分は解体しました。こうして僧侶は、いわば職分(職業)となり、「家族」によって世襲されることが一般的になっていきました。

む家庭生活の場となり、実質的には子供によって継承される世襲制が当然のこととなった。このようなことは、それまで浄土真宗では行われていたことで、いわば日本仏教全体の浄土真宗化ということが「できる」と表現しています。

明治政府の神仏判然令(神仏分離令)は廃仏毀釈運動を引き起こしましたし、寺請制度も廃されて、仏教界は大きな打撃を受けました。でも滅びなかつたのは近代の「家」制度と日本仏教が再び結びついたからではないでしょうか。近代日本においては天皇を中心とした家長制の国家が成立していきます。明治22(1889)年の大日本帝国憲法の発布とともに、皇室典範が裁定され、天皇の継承順位は「皇統に属する男系の男子」と定められました。また明治民法では戸主(原則としては男性)に「家」の統率権限が与えられました。戸主の財産や地位は家督相続により継承されることとなります。そして、祖先のお墓や位牌を維持することは、家父長の義務となっていきます。近代の日本仏教はこのような近代的な「家」制度と結びつき、宗教儀礼を行うものとして再構成されていきました。つまり、「家」を引き継ぐという慣習に支えられる形で、お寺はいわゆる「葬式仏教」としての側面を求められていたとも言えるでしょう。近世仏教墮落論的な文脈で「葬式仏教」

を考えるのではなく、近代の中で変容した部分に目を向けることも必要ではないでしょうか。

第二次世界大戦後、民法の改正により戦前の家督相続は廃止され、「家」制度は崩壊しました。ただ社会や文化の中に「家」意識は残り続けたこともあって、「葬式仏教」はここまで残ってきた面はあったと思います。いま「家族」のあり方が大きく変化する中で、直葬も増えてきましたし、墓じまいなどの問題も表面化してきています。

しかしながら、仏教教団による教化活動は、伝統的な「家」意識を内面化させたまま、変化に対応しきれないのではないのでしょうか。



性別にかかわらず、誰もがその人らしい働き方ができる社会になれば、それは働きがいや、生きがいにもつながります。ウエルビーイング(個人や社会のよい状態)が注目されているように、それぞれが自由で多様な働き方や生き方を選べたならば、みんながもっと心の面で豊かさを感じられると思います。男女共同参画社会が目指しているのはそうした地平ではないでしょうか。

アを積み重ねる機会が十分に与えられていないこともあって、管理職の女性の比率は低いままで。会社や組織の中にもホモソーシャルな(男性同士の結び付きや絆が強い)文化が根強く残っているため、研究者としての私自身も女性として働きづらさを感じることもありました。また女性が「仕事」も「家庭」も背負うという構造はまだ解消されていません。こうした社会の中では、男性も働きづらさを感じているんじゃないかと思えます。例えば、長時間労働を強いられる場合があったり、育児や介護に関わりづらいう状況が作り出している面もあるでしょう。また男女格差の問題のみならず、一人ひとりの多様な性(性的指向や性自認を含む)を尊重し、理解を深めるとともに、働く環境を整備していく必要があるとします。

日本仏教におけるジェンダーの問題について考える時、明治以降の僧侶の「肉食妻帯」の公許に注目する必要があります。近代には日本の僧侶たちの多くが「家族」を持つようになり、それは海外の仏教徒から見れば、非常に特殊なあり方だと思えます。「増補改訂 近代仏教スタディーズ 仏教からみたもうひとつの近代」における碧海寿広の次の指摘がまさにそうでしょう。「文化や社会によって異なる男女観や性差別の問題について考えるジェンダーの視点は近代の日本仏教を論じるうえで欠かさない。僧侶が妻帯し家族を形成する風習が明治政府による『肉食妻帯』の公許(明治5年)の後に一般的になり、そこから日本仏教の特異な男女観や性差別が



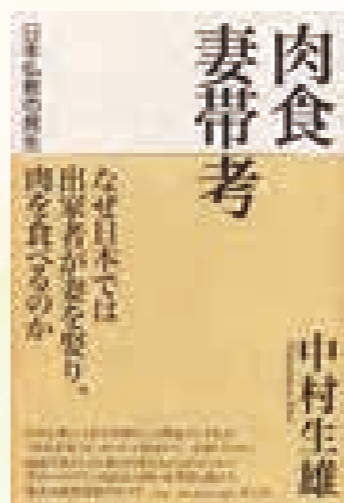
大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎編
『増補改訂 近代仏教スタディーズ 仏教からみたもうひとつの近代』
(法蔵館 2023)

3. 日本仏教の特殊性

生まれたからである」という指摘です。日本仏教界全体が、リチャード・ジャフィが「限りなく在家に近い出家」という言葉で表現したような、海外からみると特殊な状況となっていたのです。

中村生雄は「肉食妻帯考 日本仏教の発生」で、こうした明治以降の現象を「日本仏教の真宗化」と表現しました。

その背景として、近世から近代への展開のなかで、日本仏教が置かれた立場が大きく変化したことがあげられます。江戸時代において、仏教寺院は幕藩体制の下で行政機関の末端に位置づけられていました。そして、民衆を管理する「人別掌握」という公的な役割を担っていました。全ての民衆は、いずれかの寺院(檀那寺)の檀家となり、寺院は戸籍管理や葬祭を行い、安定的な立場を保証されていたわけです。しかし、明治政府は近世的な身分を解体する中で、寺請制度もなくし、仏教



中村生雄
『肉食妻帯考 日本仏教の発生』
(青土社 2011)

4. 近代日本の仏教界とジェンダー

以上のような近代の家父長制的な構造の中で、日本仏教はどのような教化活動を展開していたのか、もう少し考えてみたいと思います。さきほど明治以降の「肉食妻帯」の公許によって、僧侶が妻帯して家族を持つようになったことを「日本仏教の真宗化」と称した研究者の見解を紹介しました。この問題について浄土真宗をモデルとして考えてみたいと思います。それは日本仏教の近代以降のあり方を考える上でヒントになるのではないかと思います。

家族社会学の視点から、宗教と家族の関係について先駆的な研究を行ってきた森岡清美が『真宗教団と「家」制度』の中で、浄土真宗の教団の構造に注目して、真宗教団は一種の「家連合」だと



森岡清美『新版 真宗教団と「家」制度』(法蔵館 2018)

述べました。この視点は、主として真宗寺院(住職家)の世襲相続から導き出されたものです。浄土真宗の宗祖である親鸞は妻帯した僧侶でしたが、森岡によれば、「真宗僧侶の妻帯は鎌倉時代における専修念仏の行者の一般的な魚鳥女犯から発したものであるが、初期の真宗寺院は血統相続にあらず、真宗以外の各宗に於けるが如く伝法若しくは附弟相続であった。しかるに血統を主として寺院を相続した事実が明白となるのは室町時代の初め以後」だったと指摘しています。また近世初頭には長子相続制が確立したといわれます。さらに、「妻帯している余宗僧侶の家と異なるのは、坊守(住職の妻)の住職補佐の権能が教団によって積極的に認められていることである。真宗では妻帯を公認してきたばかりでなく、多数の門徒との日常的接触において坊守が果たす役割は殊の外大きいので、宗門法において坊守に関する規定を設けてその地位を根拠づけている」と述べています。この指摘は重要だと思えます。つまり、真宗教団においては、すでに近代以前から住職を中心に、住職を補佐する坊守という役割分業、家父長制的な構造が形成されつつあったことがうかがえます。江戸時代に著された真宗の「坊守の心得」においても、お寺の跡継ぎを育てることが重視されていますし、家内和合を心がけて門徒の手下と

教化活動に力を入れるようになります。そこでは「母性」や「母性愛」、「子ども」といった近代に発見された新しい概念を用いながら、伝道教化に取り組むようになっていきます。林淳は、「近代仏教の時期区分」(『季刊日本思想史』75号)の中で、「国家が宗教者に託し、期待したものは、近世から近代にかけて大きく転換したというのが、筆者の見解である。それは、近世における『人別掌握』から、近代の『教化』への大転換であった」と指摘しています。近代の仏教教団による民衆教化は、いまだ大きな影響力を持っていましたし、国家もその教化の能力に期待していたと言われます。近代の国民国家の形成やジェンダー意識にも、仏教教団の教化活動が影響を及ぼした面があるのではないかと私は考えています。具体的にどのような影響を与えたのかについては、今後の課題として研究していきたいと思っています。

少し話は戻りますが、さきほど紹介した森岡清美「真宗教団と「家」制度」では、もう一つ大事な指摘がされていました。それは第二次世界大戦後には民法の改正によって「家」制度が廃止されましたが、その後も真宗教団では世襲制が維持されていることに対して、「そこに真宗教団の根強い生命力が存すると共に、信仰団体としての致命的限界もまたそこにあると言わなければならない」

という指摘です。これは真宗教団のみならず、他の仏教教団においても言えることではないかと思えます。つまり、戦後においても日本の寺院では世襲制が一般的であると言えます。いまもお寺の跡継ぎは、長男である場合が多く、「家」制度的な慣習が残りに残っています。こうした伝統や慣習は、女性より男性を優先するというジェンダー問題を生み出すことがあります。また、お寺の長男や跡継ぎに責任や重圧がかかってしまう構造があり、「個」としての自由な意志や権利が阻害されることもあるのではないのでしょうか。そして信仰よりも、「家」意識による継承が主になってしまった場合に、信仰団体としての限界が指摘されています。また伝統的な「家」制度では、婚姻を男女間でのみ行うものと考えてしまいがちな点にも注意が必要です。同性婚を含め、多様な性のあり方について理解を深めていく機会が必要だと言えます。

こうした近代の日本仏教のあり方が戦前から引きずるジェンダー意識を固定化する原因になっているのではないのでしょうか。これまでタブー視されがちであったかもしれませんが、ジェンダー問題は、持続可能な教団や寺院を考えていくときに避けて通れない課題でもあると思います。



なるべきことが説かれています。そして、門徒さんがお寺に来られた時に接待することも、坊守の役割として位置づけられていました。そこには住職と門徒の家をつなぐ役割が期待されていたことがわかります。

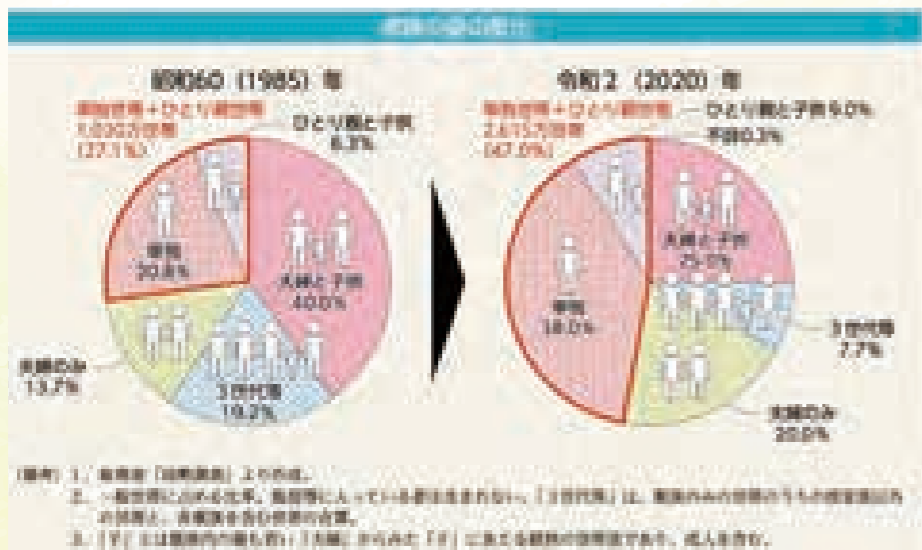
明治時代になって「肉食妻帯」が公許された時に、「出家主義」を掲げてきた多くの宗派においては、住職の妻子の位置づけは曖昧な部分が残りましたし、戒律ともかわるため深刻な問題であったと思います。一方で、浄土真宗は非常に順応しやすかったと言えるでしょう。ある意味では近代の日本仏教のロールモデルとして機能した面はあったと思われる。

近代になると真宗教団は、いち早く仏教青年会や仏教婦人会などの教化団体を創設し、近代的な

5. 誰ひとり取り残さない世界を

目指して

男女共同参画社会基本法に基づいて作成されている年次報告書「令和6年版 男女共同参画白書」



『令和6年版 男女共同参画白書』5pより

によると、「家族」の姿が大きく変化していることが指摘されています。「昭和モデル」として紹介されている昭和60（1985）年のデータでは、「夫婦と子ども」からなる世帯の割合は40%、「3世代同居」が19.2%でした。これに対して、「令和モデル」として紹介された令和2（2020）年のデータでは、「単独（単身）世帯」が38%、「ひとり親世帯と子ども」からなる家族が9%で、合合わせると全体の半分近くを占めます。一方、「夫婦と子ども」からなる世帯は25%で、大幅に減っています。今日ではペットも「家族」だと考える人も増えているでしょうし、「家族」の意味や形態は多様化しています。直葬や墓じまいが増えているのも、「家族」の姿が変化していることと地続きの問題です。いわば「葬式仏教」が成り立たなくなる時代を迎えようとしている中で、いま日本仏教のあり方が問われているのかもしれない。ジェンダーの問題を含め、宗派を超えて議論していくことが必要ではないでしょうか。

また、単独（単身）世帯が多くなっていくということは、病気になるったり、老後に動けなくなったりしたときに、そのケアは誰が担うかという問題も出てくると思います。伝統的な「家族」においては女性がケアを担ってきたわけですが、これは社会全体が担うべき課題です。生まれてから死

ぬまで、ケアを受けない人間はいません。仮にいま健康であったとしても、誰もがケアを受ける立場になる可能性があります。多くの人が孤独や不安を抱える中で、「生老病死」の問題に寄り添いながら、誰もが安心して生きやすい社会を仏教は作っていくべきだと思っんです。SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の理念でもある「誰ひとり取り残さない」社会を目指すことは、世界的な課題でもあります。

最近では日本仏教界においてもSDGsに取り組み動きが顕著になってきました。その大きなきっかけになったのが、平成30（2018）年の第29回「WFB世界仏教徒会議」における「東京宣言」だったのではないかと思います。全日本仏教会は「慈悲の行動―生死の中に見出す希望―」と題して、「国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実現を、すべての衆生の幸せを願う『慈悲の行動』と位置づけて支援する」と宣言しました。SDGsは環境問題にとどまらず、目標5にも「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられているように人権問題でもあります。近代社会がもたらした多くの課題に、今後、仏教界はどのように向き合っていくべきでしょうか。私たち一人ひとりが「自分事」として考えながら、関わっていくことが大事ではないかと思っています。



岩田真美（いわた まみ）

1980年、兵庫県生まれ。龍谷大学大学院文学研究科博士後期課程（真宗学専攻）単位取得退学。博士（文学）。2011年から龍谷大学文学部真宗学科特任講師、2017年から特任准教授、2020年から龍谷大学ジェンダーと宗教研究センター長を経て、2024年から大阪大谷大学文学部歴史文化学科教授。浄土真宗本願寺派の企画諮問会議委員、ジェンダー平等推進委員会副委員長などを務める。主な共編著に『カミとホトケの幕末維新一交錯する宗教世界―』（法蔵館、2018年）、『仏教婦人雑誌の創刊』（法蔵館、2019年）、『近代真宗「女性教化」資料集成』全10巻（三人社、2020～2022年）などがある。

特集2 令和6年能登半島地震に係る指定寄附金制度と行政書士の活用について

さる令和6年7月19日、石川県七尾市にある真宗大谷派能登教務所にて、日本宗教連盟主催による「令和6年能登半島地震の地域コミュニティにおける宗教法人の現状と課題」と題したセミナーが開催されました。

このセミナーにおいては、前々号にてお話しただいた大阪大学の稲場圭信先生や、前号でインタビューした真宗大谷派能登教務所の竹原了珠所長による能登における宗教法人の現状の報告と、文化庁宗務課、石川県庁、日本行政書士会連合会の方より、令和6年能登半島地震に係る指定寄附金制度に関する説明がなされました。

特集2では、この中から指定寄附金制度について、行政書士の活用に関する部分をピックアップして報告します。詳細に関しては日本宗教連盟のYouTubeチャンネルよりご覧いただくことができます。

(https://www.youtube.com/watch?v=Y8-n_WXVUFE)



1. 指定寄附金制度について

指定寄附金とは、公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で、公益の増進に寄与し、緊急を要する特定の事業に充てられるものとして財務大臣が指定したものです。

一般には宗教法人にとっての指定寄附金は、国宝や重要文化財の修理等に充てるための寄附金に限られています。しかし今回、令和6年能登半島地震により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人を含む公共・公益法人等が募集する寄附金で、一定の要件を満たすと所轄庁の確認を受けたものも、指定寄附金の対象となりました。

指定寄附金の寄附者は、所得税または法人税の優遇措置が受けられます。個人の場合には寄附金額から2000円を引いた金額が控除となり、法人の場合には寄附した全額を損金算入できます。寄附を集めやすくして復興を後押しするのが目的です。

ただ指定寄附金として認定されるためには、事

前に所轄庁に申請し、その確認を受けることが要件になります。すでに義援金等で受け取っている寄附金が、ただちにこの指定寄附金の対象とはならないことに注意してください。

以下、詳細について報告しますが、関心のある方は、まずは所轄庁に相談してください。

指定寄附金制度を活用するには

この制度を活用するための概要は、表の通りになります。

①まず所轄庁に申請して確認を受けることが必要です。確認の期限は令和9年12月31日。文部科学大臣所管の宗教法人であれば文化庁宗務課に、都道府県知事所管の場合は各都道府県の担当部署に申請することになります。また包括宗教法人が取りまとめて申請や募集を行うことも可能です。

②申請し、所轄庁の確認を受けた募集要項に基づいて募集する寄附金が、指定寄附金の対象となります。

③募集期間は確認を受けた翌日から3年以内。具体的には、各法人で作成した募集要項で定める日までとなります。寄附金を集める期間と、施

設の工事期間や契約のタイミングを合わせる必要はなく、先に始めること、あるいは募集をしてから始めることも可能です。

- ① **所轄庁へ申請し、確認を受ける必要があります。**
 所轄庁の確認期限は、令和9年12月31日までです。
※ 申請期限ではありませんので、期限に間に合うよう事前の相談・準備にご留意ください。
 ・文部科学大臣所轄の宗教法人は文化庁宗務課へ申請
 ・都道府県知事所轄の宗教法人は各都道府県の宗教法人担当部署へ申請
※ 被包括宗教法人は、包括宗教法人が取りまとめて申請・募集を行うことも可能です。
- ② **所轄庁に確認を受けた募集要綱に基づき、募集する寄附金が、今回の指定寄附金制度の対象となります。**
- ③ **指定寄附金の対象となる寄附金の募集期間は、所轄庁の確認を受けた翌日から3年以内(募集要綱で定める日まで)です。**
※ 施設等の原状回復事業の契約や工事完了、支払い等は、この期間によらず行うことができます。
- ④ **寄附者から寄附を受けた場合には、寄附者に対し、所轄庁からの確認書の写しと寄附受領書を発行することが必要となります。**
※ 寄附者が税制優遇を受けるための重要な根拠資料となります。
注 所轄庁が確認した寄附金の募集目標額(寄附限度額)を超えた分は指定寄附金の対象となりません。目標額に近づいた段階で寄附募集の調整をするなど慎重な対応が必要となります。
- ⑤ **寄附金の管理については、銀行等の専用の口座への振込による募集・管理が必要です。**
※ 寄附金により行う原状回復事業に係る会計と、従来の法人の他の会計とは区分して経理(特別会計)する必要があります。
- ⑥ **原状回復事業が終了するまで、所轄庁への報告や、極力1月ごとに寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績・支出実績の経過をインターネット等の方法により公開する必要があります。**
※ 包括宗教法人等のホームページに掲載するなどの方法でも差し支えありません。

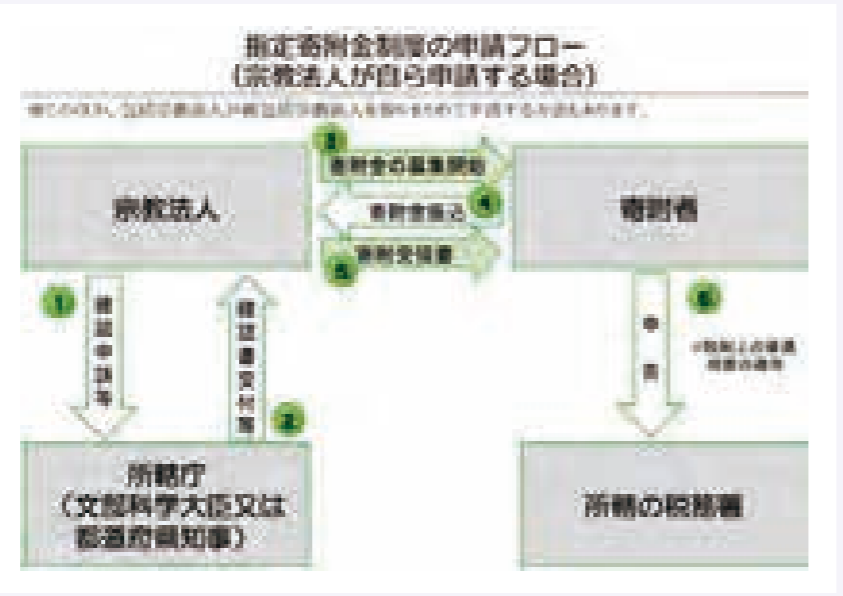
④寄附した人は税制優遇を受けるので、寄附受領書と所轄庁から交付された確認書の写しの2つを寄附者に渡します。注意点は、募集目標額を超えた分は税制優遇の対象とはならないこと。寄附者に迷惑をかけますので、目標額に近づきそうになったら、受け入れの調整が必要です。

⑤寄附金の入出を明確化するために、専用の口座を作成してください。工事の支払い等もこの口座からとなります。

⑥報告や公表の義務があります。工事が終わるまでの間、所轄庁への報告と、大体1カ月単位で寄附金をどれくらい受けて件数がどれくらいかとか、年単位でどれくらい工事が進み、どれだけお金を払ったか等を公表してください。被包括宗教法人において独自のホームページがない場合には、包括宗教法人のホームページや機関紙に掲載する方法でもかまいません。募集についても、被包括の法人の募集要項や集まり具合を、包括宗教法人のホームページに掲載することで寄附を促していくやり方も考えられます。

指定寄附金制度の申請フロー

被包括宗教法人が自ら申請する場合の流れは次表のようになります。①宗教法人が確認申請を出して、②所轄庁の確認が済めば確認書を交付する。



申請の事前準備

事前の準備は、主として次の3点です。
 まず「指定寄附金の募集の対象、つまり何を復旧するかの指定」。その建物等の被災届出証明書等の準備が必要となります。収益事業の用に供している建物は対象とならない点に注意してください。

次に「指定寄附金を募集する必要性の確認」。自己資金で原状回復できるものは、寄附を募る必要があるかを確認してください。

そして「募集の実施の法人内部での意思決定」。申請、専用の口座の開設、募集方法を事前に法人として意思決定する必要があります。

その他、建物に関する情報や、復旧にかかる費用、予算書、決算書、情報公開の方法なども事前に整理しておく必要があります。さまざまに考えることがあるので、随時所轄庁や行政書士に相談するのがよいでしょう。

対象となる建物等について

対象となるのは、本殿や本堂、礼拝堂等の宗教活動を行っている建物は当然ながら、庫裡、寺務所等や、それらに付属している設備、例えば冷暖房装備も含まれます。また、鳥居や灯籠といった

構造物等、地域によっては地盤改良を行わなければいけないところ、神具や仏具等の固定資産も対象になります。

ただ、壊れたことを証明する罹災証明あるいは被災届出証明書等が必要ですし、収益事業の用に供されていたものは対象なりません。

情報公開と書類の保存

前述の通り、完全に修繕復旧が終わるまでは、寄附金の募集実績、一年単位の原状回復事業の実績、また支出の実績をホームページや機関誌で報告する必要があります。

また、所轄庁へは「会計の年次報告」、「寄附金の募集が終了したらその報告」、「その際に工事が終わっていない場合は、募集終了後の事業報告」、そして「最終的に工事が終わればその完了報告」4つの報告が必要です。

そして、寄附者に発行した受領書の写しの控えと、支出に関する領収書等を5年間保存しておくてください。

包括宗教法人が取りまとめる場合

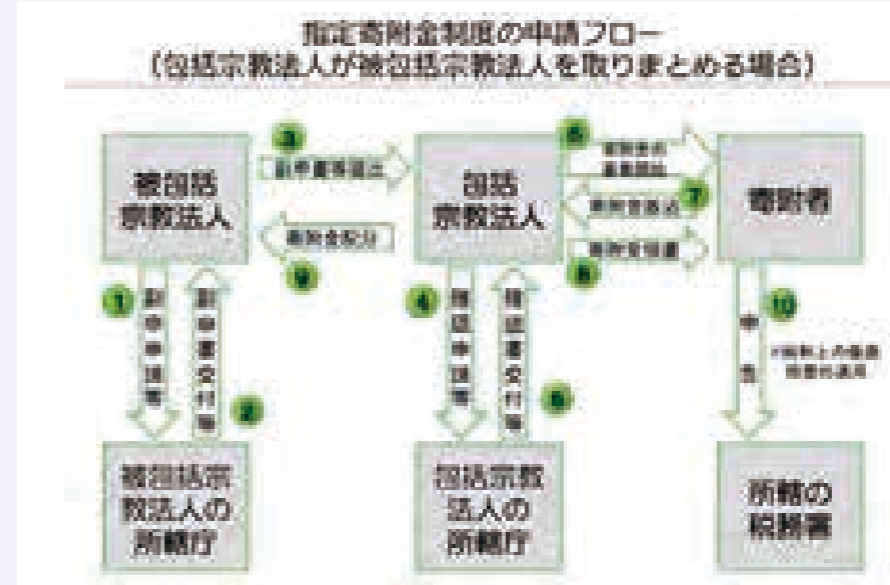
被包括宗教法人の分をまとめて包括宗教法人が申請して、寄附金を一元的に募集することも可能です。

行政書士に依頼する際は、どこまでを頼むかははっきりさせるとよいでしょう。例えば宗教法人の規則の変更の手続きをする場合、県庁だけの手続きを依頼するのか、包括宗教法人に対する手続

行政書士に依頼するにあたって

指定寄附金の確認申請に際しての準備書類

業者からの見積書等（工事請負契約書又は工事見積書の写し等）
被災届出証明書
建物全部事項証明書（建物登記簿謄本）
財産目録
被災建物等の仕様書、設計図面
地震発生直後の被災建物等の写真
申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書
履歴事項全部証明書（法人登記簿）
原簿の写し



その場合、①被包括宗教法人がその法人の所轄庁にどういった建物を修繕するかを申請し、②副書をもらった後、③副書を包括宗教法人が取りまとめて、④包括宗教法人の所轄庁に申請をする。⑤確認書が交付されたら、⑥包括宗教法人が一括で寄附金を募集し、⑦集まった寄附金を被包括宗教法

人に規模に応じて比例配分を原則として行っていく流れになります。

2. 行政書士の活用について

この度のセミナーでは、日本行政書士会連合会の方から、行政書士の一般的な業務についても詳しく説明いただきましたが、ここでは宗教法人に関する業務と、指定寄付金制度に関する事に絞って報告します。

行政書士の宗教法人に関する業務

主なものは表の通りですが、いくつか説明を加えると、①は新規に法人を設立する場合の手続きです。③には、例えば不動産登記で使われる登録免許税がかからないように、非課税証明書を発行してもらう手続きがあります。⑨については、責任役員会の議事録を作成してほしいといった場合。⑩は、キリスト教の教会に外国人の宗教家を招聘するような手続きや、お寺で外国人が禅の修行をする際に、短期滞在よりも長期に修行したい場合に、在留資格「文化活動」といった資格を得て修行する場合が考えられます。

行政書士の宗教法人に関する主な業務例

① 宗教法人規則認証申請	文化庁又は都道府県への申請
② 宗教法人備付書類の写しの提出	
③ 非課税証明書の交付申請	
④ 規則変更の認証申請	
⑤ 合併の認証申請	主に市町村への申請
⑥ 任意解散の認証申請	
⑦ 墓地・納骨堂経営許可申請	出入国在留管理局への申請
⑧ 包括宗教法人への各種申請	
⑨ 議事録の作成、会計帳簿の作成	
⑩ 外国人の入国在留手続	

指定寄附金の確認申請の準備書類

指定寄付金の確認申請に対しての準備書類のリストです。これらが無い場合、例えば過去3年間、収支予算書が作成されていない場合も行政書士が話を聞いて作成することも可能です。

大きく変わってきます。報酬額については、統一の報酬基準はなく、各事務所が報酬を定めています。ただ日本行政書士会連合会は、報酬額の統一を取っていて、以下のURL (<https://www.gyousei.or.jp/about/disclosure/reward/>)で見ることが可能です。指定寄付金制度の利用手続きに関して、最初の確認の申請だけではなく、その後のさまざまな報告も、行政書士に相談や依頼することを考えてもよいでしょう。

最後に能登半島地震の被災4県の行政書士会の連絡先を掲載します。

能登半島地震被災4県の行政書士会

<p>石川県行政書士会</p> <p>〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目2番地 石川県福祉会館3F</p> <p>電話：076-268-9555</p> <p>FAX：076-268-9556</p> <p>メールアドレス：office@ishikawagyousei.org</p> <p>ホームページ：https://www.ishikawagyousei.org/</p> <p>個人会員数：399名 法人会員数：8法人</p>	<p>新潟県行政書士会</p> <p>〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口3-4-8 新潟県行政書士会館</p> <p>電話：025-255-5225</p> <p>FAX：025-249-5311</p> <p>メールアドレス：info@nigata-gyousei.or.jp</p> <p>ホームページ：https://www.nigata-gyousei.or.jp/</p> <p>個人会員数：887名 法人会員数：19法人</p>
<p>富山県行政書士会</p> <p>〒930-0085 富山県富山市丸の内1-8-15 余川ビル2F</p> <p>電話：076-431-1526</p> <p>FAX：076-431-0645</p> <p>メールアドレス：gytmaebf@image.ocn.ne.jp</p> <p>ホームページ：https://toyama-gyousei.org/</p> <p>個人会員数：388名 法人会員数：12法人</p>	<p>福井県行政書士会</p> <p>〒910-0005 福井県福井市大手3丁目4番1号 福井放送会館3階K室</p> <p>電話：0776-27-7165</p> <p>FAX：0776-26-6203</p> <p>メールアドレス：fukuikai@fukui-gyousei.org</p> <p>ホームページ：https://previous.fukui-gyousei.org/</p> <p>個人会員数：329名 法人会員数：5法人</p>

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」提出

令和6年8月6日、岸田文雄内閣総理大臣宛に「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書を、自由民主党本部において池田行信理事長から自由民主党組織運動本部長の金子恭之氏へ手交。



左より和田学英(本会事務総長)、池田行信(本会理事長)、金子恭之氏(自由民主党組織運動本部長(当時))



第36期第一回関西支局局内会議

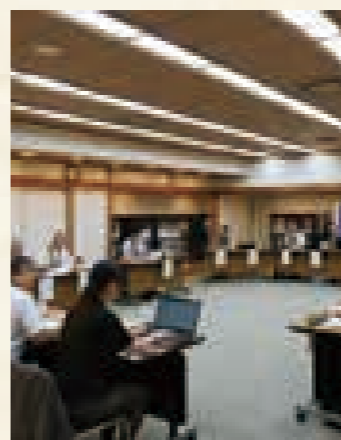
7月4日、浄土真宗本願寺派会議室において、第36期第一回関西支局局内会議が開催されました。

- (1) 令和5年度関西支局業務報告
- (2) 令和6年度関西支局業務中間報告
- (3) 令和5年度関西支局収支報告
- (4) 全日本仏教会事務総局報告

【概要】
日時：令和6年7月4日午後4時～

会場：浄土真宗本願寺派会議室
出席者：
池田行信(理事長)
和田学英(事務総長)
関勝道(総務部長)
楠宗紹(広報文化部長)
西岡慈圓(総務部次長)
古矢めぐみ(社会・人権部次長)
平井敦夫(広報文化部次長)
(関西支局)

- 中井真人(関西支局長)
- 渡邊弘文(関西支局次長)
- 藤井宗治(関西支局次長)
- 御嶽隆佑(関西支局次長)
- 浅野真哉(関西支局主事)
- 法正弘恵(関西支局主事)
- 貴田大史(関西支局主事)
- 宮裡頭一(関西支局主事)
- 佐野雅明(関西支局主事)
- 松浦唯(関西支局書記)



7月31日、本会議室とZOOMオンライン会議室にて第一回国際交流審議会を開催しました。
和田事務総長より開会の挨拶、池田理事長より三帰依文、挨拶が行われ委員を代表して加藤泰隆委員へ委嘱状伝達が行われました。その後、委員の自己紹介を行い正副委員長について委員間にて互選、長松清潤委員長、西永亜紀子副委員長が選出されました。続いて会議に入り、池田理事長から長松委員長に諮問が手交されました。

第36期第一回国際交流審議会

【諮問事項1】

国際交流の現状と今後の展望について
前期(第35期)において、国内外の国際交流の現状と課題について審議いただいた。今期(第36期)も引き続き、海外布教拠点の現状や人材育成などの課題に対する各宗派の取り組みを共有いただき、多角的な視点から検討することで日本仏教界全体の発展を期する所である。また、国内においては益々増加する訪日観光客への対応、観光地に限らずとも寺院に期待される役割など、更に踏み込んだ施策について審議願ひ、答申をいただきたい。

【諮問事項2】

SDGs(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)について
本会では国連の持続可能な開発目標(SDGs)の支援を掲げ、その具現化に取り組んでいる。今期はその中でも、世界各地での「気候変動」や、激しさを増す紛争等によって増え続ける「難民」について、また先進諸国に比べ非常に対応が遅れている「ジェンダー平等」について、仏教徒として私たちができることは何かとご審議願ひたい。更には、WFB(世界仏教徒連盟)や国際活動を行う諸団体との連携も見据えながら答申をいただきたい。

さらに、和田事務総長から36期諮問の背景についての詳しい説明がなされました。諮問①では「国内外の国際布教」について、各委員から諸宗の取り組みや意見を伺い、様々な立場や角度から検討し、相互に共有することで日本仏教界全体の発展が期待されました。諮問②ではSDGsの中の3項目(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)を中心に、仏教者・寺院としてできることは何だろうかを審議いただきます。

【概要】

日時：令和6年7月31日午後1時～
場所：本会議室・オンライン会議室
(ZOOMミーティング使用)



- 諮問：
 - (1) 「国際交流の現状と今後の展望について」
 - (2) 「SDGs(気候変動・難民問題・ジェンダー平等)について」
- 出席委員：13名(15名中)

- 加藤泰隆(曹洞宗)
- 藤澤理映(浄土真宗本願寺派)
- 延澤栄賢(真宗大谷派)
- 大島啓慈(日蓮宗)
- 後藤友栄(高野山真言宗)
- 松山大耕(臨済宗妙心寺派)
- 竹内純照(天台宗)
- 鈴木晋怜(真言宗智山派)
- 久野晃秀(法華宗・本門流)
- 長松清潤(本門佛立宗)
- 日比野郁皓(学識経験者)
- 枝木美香(学識経験者)
- 西永亜紀子(学識経験者)

第36期第一回広報委員会

まず、広報委員会の業務内容について委員に事務局より説明を行い、第36期での展望等について議論しました。次に、機関誌『全仏』について、現状について報告を行い、購読者数の増加及び内容や構成について継続的に検討していくことを念頭に議論しました。次に、「花まつり」について、来年の花まつりに向けたデザインの公募等について説明を行い、ポスターの頒布等について議論いたしました。次に本年度は、隔年で行っている仏教に関する実態把握調査の実施年であるため、アンケートの設問内容等について社会状況に応じた内容等いたしました。

【概要】
日時：令和6年7月31日午後3時～
場所：本会議室・オンライン会議室
(ZOOMミーティング使用)

- テーマ：
 - (1) 広報委員会の業務について
 - (2) 機関誌『全仏』について
 - (3) 花まつりについて
 - (4) 仏教に関する実態把握調査について(2024年)



第36期第1回総務財政審議会

8月1日、全日本仏教会会議室において、オンラインを併用した第36期第1回総務財政審議会が開催されました。

【次第】

- (1) 第36期総務財政審議会委員への委嘱状況
- (2) 正副委員長の選出
- (3) 委員長の選出
- (4) 藤田哲史(真宗大谷派)
- (5) 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
- (6) 副委員長 吉田泰樹(東京都仏教連合会)
- (7) 諮問内容の説明
- (8) 『法規集』の見直しについて
- (9) 法人創立70周年記念事業について
- (10) 第48回全日本仏教徒会議の開催地について
- (11) 本会の理事長及び事務総長の選定に関する日蓮宗の「要望書」について
- (12) 大蔵経運営事業について

【概要】

日時：令和6年8月1日午後2時～
会場：本会会議室・オンライン会議室
(ZOOMミーティング使用)

出席委員：(対面：5名)
安藤道隆(曹洞宗)
笠井照永(日蓮宗)
吉田泰樹(学識経験者)
遠賀令子(学識経験者)



佐藤泰之(学識経験者)
(オンライン：5名)
東森尚人(浄土真宗本願寺派)
藤田哲史(真宗大谷派)
竹井成範(高野山真言宗)
小林祖承(天台宗)
杉本栄次(真言宗智山派)

出席理事：(オンライン)
加久保範祐(真言宗智山派)
一宮良範(念法真教)
花岡眞理子
(公社)全日本仏教婦人連盟

第1回法人創立70周年
記念事業実行委員会

日時：令和6年8月2日(金)午前11時～
会場：本会会議室・オンライン会議室
(ZOOMミーティング使用)

出席委員：

- 和田学英(委員長・本会事務総長)
伊藤道仁(曹洞宗)
渡邊弘文(浄土真宗本願寺派)
石井正道(真宗大谷派)
西 央成(浄土宗)
坂詰秀正(日蓮宗)
並木泰淳(臨済宗妙心寺派)
西村智秀(天台宗)
平野哲央(真言宗智山派)
鈴木義俊(山梨県仏教会)
柳池友純(学識経験者)
村瀬友洋(学識経験者)
金原円心(学識経験者)

【次第】

1. 辞令交付
 2. 三帰依文
 3. 理事長挨拶
 4. 事務総長挨拶
 5. 業務説明
 6. 委員の役割
- 【概要】
会議に先立ち辞令交付。11時になり会議



に入りました。池田行信理事長の発声にて三帰依文の唱和、挨拶。続き、和田学英委員長より挨拶がありました。第一回会議であることから事務総局より業務についての説明がなされ、実行委員会内にて組織する5部会(総務・財務・式典・広報・国際)について、委員が担当する役割を決定しました。事務局より今後の流れについて説明し、11時45分閉会しました。

第36期第1回社会人権審議会

令和6年8月2日、本会議室及びオンラインにて開催。三帰依文を唱和の後、池田行信理事長・和田学英事務総長の挨拶、審議会委員の委嘱に続いて、第36期社会人権審議会委員長に臨済宗妙心寺派の谷明生委員、副委員長に日蓮宗の赤堀正明委員が推挙され承認されました。続いて左記の3つの内容が池田理事長より諮問されました。

【諮問事項1】
首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止要請について

【諮問事項2】

仏教者として死刑についてどう考えるべきか

【諮問事項3】

「過去帳」等の取扱について

第1回審議会では「諮問1」について「信教の自由」と「政教分離の原則」の立場から内閣総理大臣あての首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請について、文案を審議しました。

【概要】

日時：令和6年8月2日
会場：本会会議室・オンライン会議室
(ZOOMミーティング使用)

出席委員：
我孫子高宏(曹洞宗)
岡田光恵(浄土真宗本願寺派)
徳永誠(真宗大谷派)
伴乃祖(浄土宗)
赤堀正明(日蓮宗)
藤本善光(高野山真言宗)
谷明生(臨済宗妙心寺派)
荒井真道(真言宗智山派)
鈴木真英(真言宗豊山派)【委員代理】
株橋 隆真(法華宗(本門流))
小池 達子(学識経験者)

出席理事：
池田行信(浄土真宗本願寺派)
花岡眞理子(全日本仏教婦人連盟)

「ICCGC-CONGO 2024」報告



8月26日(木)の両日、ニューヨークの国連チャーチセンターで開催された「ICCGC-CONGO 2024」に、本会が加盟するWF B(世界仏教徒連盟)の一員として、WF B執行役員の戸松義晴(全日本仏教会理事、東海林良昌WF B副事務総長、事務総局の計3名)が参加しました。

「ICCGC-CONGO」とは、諸宗教指導者、宗教研究者、NGO団体の代表などが集まり、テーマに沿って様々な立場からの意見を出し合う諸宗教連合会議(Interfaith Coalition Conference for Global Citizenship)と国連と協働関係を有するNGO会議(Conference of NGOs in Consultative Relationship with the UN)です。潘基文(バン・キム)前国連事務

総長がソウルで開催した「ICCGC2023」に続く対話の延長であり、今年度は「公正で平和的、包括的で持続可能な未来を追求する地球市民」というテーマが掲げられ、昨年に引き続き出席いたしました。WF Bのパロップ・タイヤリー会長は急遽欠席となり、戸松義晴WF B執行役員がWF Bを代表して平和メッセージを代読しました。期間中のセッションでは、世界各地の紛争を憂慮するとともに気候変動についての取り組みの必要性などが話し合われました。最後に宣言が採択され、戦争や環境危機を踏まえ「宗教的想像力をもってすべての人が一緒に考えることができる」とことを目指し、具体的な課題を明記しました。

また、「ICCGC-CONGO 2024」の開催に先がけて8月24日～26日の日程で「ICCGCリーダーズサミット」がニューヨーク郊外のクラブラック市のウォンダーマセンターで開催され、宣言内容や諸宗教間の取り組みについて議論されました。



【賛助会員】新規入会者一覧

2024(令和6)年7月1日～
2024(令和6)年8月31日
(時系列順・敬称略)

〈団体会員〉
株式会社 TERA Tech Inc.
〈個人会員〉
大谷喜代司

ご入会、誠にありがとうございます。

【「救援基金」寄附者一覧】

2024(令和6)年7月1日～
2024(令和6)年8月31日
(時系列順・敬称略)

威徳寺
北上西和賀仏教会
八戸仏教会
蓮田市佛教会
杉戸町仏教会
正源寺
松栄山 妙経寺
栗沢仏教会
匿名希望4件

総計 1,200,155円

大正新脩大蔵経の100年、SATの30年記念 公開シンポジウム

日時 2024(令和6)年12月21日(土) 午後
「デジタル時代の仏典研究とAIの可能性」

会場 東京大学山上会館 (東京都文京区本郷7-3-1 東京大学本郷キャンパス構内)

主催 SAT大蔵経テキストデータベース研究会

共催 大蔵経研究推進会議(公益財団法人 全日本仏教会他)
一般財団法人 人文情報学研究所

申込 以下のURLから受付、定員に達し次第締切
<https://forms.gle/gWJT3gS6kkUyHy5u7>

※詳細につきましては、後日決定次第改めてお知らせします。

